

○龍ヶ崎市いばらき出会いサポートセンター入会登録料助成金交付要綱

令和3年3月23日

告示第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の一因である未婚化・晩婚化への対応を図るため、未婚男女の出会いの場づくりを支援している一般社団法人いばらき出会いサポートセンター（以下「センター」という。）への入会者に対し、龍ヶ崎市いばらき出会いサポートセンター入会登録料助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めることとする。

(対象者)

第2条 第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 対象者が第4条の規定により助成金の交付の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する年度の4月1日現在において、35歳未満であること。
- (3) 現に婚姻をしていない者（次に掲げる者を除く。）
  - ア 婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者
  - イ 婚姻をする予定がある者
- (4) 令和3年3月1日以後のセンターへの新規入会者であること。
- (5) 申請日において、センターを退会していないこと。
- (6) 申請日において、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していないこと。ただし、申請日において滞納がある場合であっても、第5条第1項の規定により助成金の交付の決定をする日までに当該滞納がなくなったときは、この限りでない。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、対象者のセンターへの入会登録料の額とする。

2 助成金の交付は、対象者1人につき1回限りとする。

(助成金の申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の末日までに、龍ヶ崎市いばらき出会いサポートセンター入会登録料助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、センター発行の領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、龍ヶ崎市いばらき出会いサポートセンター入会登録料助成金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対して交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。